

令和5（2023）年10月11日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

立憲民主党千葉県議会議員会

会 長 入江 晶子
河野 俊紀
竹内 圭司
高橋 浩
網中 肇
野田 剛彦
安藤 じゅん子
守屋 貴子
菊岡 たづ子
鈴木 均
栗原 直也
伊藤 ちかこ
山下 洋輔
小宮 明史
秋山 陽

令和6年度 予算制度要望

熊谷俊人知事におかれましては、県民の命とくらしを守るべく、県政が抱える喫緊の課題に鋭意取り組んでいただき、心より敬意を表します。引き続き千葉県総合計画や行財政改革推進計画等の県の諸計画や、知事公約である県政ビジョンで打ち出された政策を着実に推進されることを心より願っております。

また物価高騰と、それに見合った賃上げ、あるいは、未だ終息していないコロナ対策や災害対策等、その時々諸課題については、今後、適宜対策を要請させていただきます。その際、県におかれましては、迅速かつ、最大限の対策を実施して頂きますよう要望致します。

目 次

施策横断的重点課題について

1. 県政運営を貫く3本の矢 …… 3
2. SDGsの推進 …… 8
3. カーボンニュートラルに向けた取り組みの推進 …… 8
4. 東京2020オリンピック・パラリンピック大会のレガシーの活用 …… 9
5. 人口減少対策【新規】（会派独自） …… 9
6. 働き方改革・女性活躍（会派独自） …… 10
7. 第4次産業革命への対応（会派独自） …… 11
8. 生涯を通じた健康づくりの推進（会派独自） …… 11

6つの基本目標と県の目指す姿について

- I 危機管理体制の構築と安全の確保 …… 15
- II 千葉経済圏の確立と社会資本の整備 …… 23
- III 未来を支える医療・福祉の充実 …… 30
- IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立 …… 36
- V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現 …… 43
- VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造 …… 44

施策横断的重点課題について

1. 県政運営を貫く3本の矢

1) 千葉の総力を結集した県づくり

(県と市町村等の連携強化)

- 知事自身による定期的な市町村長との対話を通じた現場主義の実践に加え、平時から市町村のニーズを的確にくみ取り、対策につなげられる体制を強化すること。
- 県内水道が抱える様々な課題に対処するため、関係市町村等と合意形成を図りながら県内水道の統合・広域化を円滑に進めること。
- 旅券事務の市町村への権限移譲について、市町村の意向に十分配慮し円滑に進めること。

(民間活力の積極的な利用)

- 民間企業やNPO等の地域経営主体と連携したエリアマネジメントを積極的に展開すること。
- 人口減少地域におけるシェアリングエコノミーの活用を推進すべく、検討を進めること。
- 必要な規制緩和等について国・関係機関との協議・調整を進めること。

(県民との情報共有と協働)

- 県民目線の県政運営に資する広聴制度の充実を図ること。
- 若者等の投票率低下を防ぐため、投票を促す活動に積極的に取り組むこと。
- 市町村選挙管理委員会と連携し、商業施設等への期日前投票所の設置を促すこと。

2) くらしを豊かにするデジタル技術の効果的な活用

(デジタル技術の効果的な活用による地域課題の解決)

- 住民サービスの向上と業務効率化を図るため、デジタル県庁の実現に向け、推進体制の充実・強化を図ること。
- デジタル・業務改革担当部長を中心として、ICT利活用戦略を全庁的に推進するため、必要な予算を確保すること。
- ICT利活用戦略はその性質上事業年度が明確に定められていないが、必要な事業について目標年度を設定すること。
- 千葉県地域IT化推進協議会での産官学の連携をより強固にするとともに、千葉県下におけるデジタル化の将来像を明確に示し、その実現に向けてあらゆる政策資源を投入すること。

(行政手続きの改善)

- 納税や使用料、公金の支払い等のキャッシュレス化を進めること。
- 【新規】マイナンバーの活用を含め、ICTの活用による申請手続きの簡素化・効率化に取り組むこと。
- 「県政の見える化」を進めるため、情報公開のさらなる推進やオープンデータ等新たな手法について検討すること。

3) 県民目線に立った効果的・効率的な行政体への変革

(行政基盤の確立と健全な財政運営)

- 【新規】本庁敷地内にある庁舎や議会棟の再整備等に向けて、スピード感を持って取り組むこと。他の自治体の取組等について十分に調査・研究し、事業の遂行を図ること。
- 【新規】ふるさと納税制度について、制度の趣旨に沿った運用が適切に行われるよう国に見直しを求めていくこと。同時に、制度の趣旨の範囲内で県の魅

力を発信できる返礼品の開発等を行うこと。

○経常収支比率をはじめとした各種財政指標の改善を図り、財政の健全化に努めること。

○県債残高は増え続け、満期一括償還分の返済準備金や支払うべき利子を考慮すれば、4兆円を超えうる。そのため、「自主財源の確保」や「歳出の見直し」による財政の健全化を推進し、県債残高減少を目指すこと。

○公債権と私債権については、債権管理上対応が異なるが適切に管理すること。

○私債権については、各債務者の状況に応じた適切な債権管理を通じその債権額の縮減に努めること。

○公債権である税・税外未収金の一層の縮減を行うこと。

○繰越明許費と事故繰越を合わせた繰越金については、近年高額で推移しているため、事業の進行管理を徹底し、その縮減に努めること。

○公共施設や道路の整備等の投資的経費において、繰越金が占める割合は全庁平均で4割、県土整備部では5割近い。投資的経費の繰越割合の高止まりは、予算編成、執行管理に課題が生じるため、是正すること。

○指定管理の運営に際しては、多額の利益、過大な費用、再委託等の有無について把握に努め、適切な評価、対応を図ること。

○滞納者への対応については、福祉部門等との連携を図り、必要に応じ滞納者の生活再建を促すこと。

○県税徴収率の向上に努めること。特に個人市県民税の徴収について、県内市町村と連携し、徴収率の向上に努めること。

○債権管理条例等に基づき、県が保有する債権管理の徹底を図るとともに全庁的観点から債権管理を統括する組織を設置すること。

(県有財産)

○売却や賃貸等活用が可能な県有地・資産を把握し、その処分を図り、収入確保に努めること。

○公共施設・県有建物等について長寿命化を図り、長期的なコスト縮減に努めること。特にそれらの総量の決定にあたっては、県の独善とならないよう、地元や県議会の意向を十分に踏まえること。

(入札改革)

○公平・公正な入札・契約制度にするためより一層の改善を進めること。

○低入札価格調査の対象となった事業者に対し、下請の労務費や賃金の履行状況を調査すること。また、内部告発や履行違反等の情報があった場合、違反業者名の公開を含めて速やかに対応すること。

(コンプライアンスの徹底)

○県庁内のコンプライアンスのより一層の推進を図るべく、職員倫理条例にもとづく内部通報制度運用の改善や県退職者や議員、利害関係者等からの働きかけへの対策を充実させること。

○千葉県内部統制基本方針に則り、適切な制度運用を進め、内部統制体制を高めること。

○内部通報制度を実効性のあるものへと見直し、行政不祥事の早期発見及び早期解決に尽力すること。臨時・非正規職員も含めて全職員に周知し、十分に機能させること。また、通報者の不利益とならないよう特段の配慮をすること。

(働きやすい職場環境)

○人事システム・人事評価にあたっては、県庁全体のパフォーマンスが向上するようなメリハリのある運用に努めること。

○県職員の時間外勤務縮減に向け、実効的な対策を講じること。所属長の意識改革を促し、適切な勤務時間管理を行うこと。

○【新規】配布PCによる時間外勤務の確認を徹底し、サービス残業が生じないように充分注意すること。

○本県の精神疾患による長期療養者の割合が全国平均よりもかなり高いことから、実効的なメンタルヘルス対策の推進、労働安全体制の確立を図り、職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。

○職員のテレワーク推進のために、在宅勤務・サテライトオフィスの環境整備を図ること。それに合わせ、通勤手当などの手当の内容の見直しを図ること。

○庁内決裁の電子化を進めること。また、そのための必要なルールづくり・環境整備を検討すること。

○県庁業務におけるRPA・AIの導入について検討を深化させるとともに、積極的な導入を目指すこと。さらに、RPA・AIの運用に必要な人材の育成・研修体制を構築すること。県のみならず県内市町村に対するRPA・AIの導入に向けた支援を行うこと。市町村の人材育成・研修について県の役割を果たしていくこと。

○会計年度任用職員制度の適切な運用を図るとともに、待遇を改善し各種勤務環境の改善を図ること。

(その他)

○公契約条例の制定に向けて、「検討委員会」を設置すること。

○個人情報保護の徹底を図ること。

○公文書管理条例を制定すること。

2. SDGs の推進

- SDGsに基づき、環境・経済・社会的課題の同時解決についての研究を進めること。
- SDGsを政策づくりに活かしている先進自治体を調査し、本県でも持続可能な都市づくりを推進すること。

3. カーボンニュートラルに向けた取り組みの推進

(気候変動への適応)

- 気候変動への適応策について、幅広い分野における調査研究を行い、対策を講じること。
- 気候変動適応センターを充実させること。

(事業者への働きかけ及び支援)

- 地球温暖化対策を進める企業の育成と支援を充実させること。
- 再生可能エネルギーの利用を拡大させるため、事業者への導入支援を強化し、出前での広報等の普及啓発にも努めること。
- 令和5年の酷暑を強く意識し、実効性のある対策を講じられる企業を増やすために、実態と目標を明確に示すこと。
- トップレベルの企業の取り組みを対象企業等へセミナー等で公開する機会をもつこと等、企業経営者の関心を高めること。

(再生可能エネルギーの推進)

- 再生可能エネルギーの推進に取り組む市町村への支援を強化すること。
- 住宅用太陽光発電設備の設置や省エネ化・断熱化に対する助成を持続的に行うこと。

○県有施設における再生可能エネルギー設備の導入や ZEB 化、省 CO2 回収を加速化すること。

○地域環境への影響を十分配慮した上で、再生可能エネルギーの開発を促進すること。

(省エネルギーの推進)

○省エネルギー対策への取り組みを強化すること。

○スマートハウスや省エネルギー住宅の建設・改修の促進に向けて、県民に対する啓発活動を積極的に推進するとともに、支援制度の充実に努めること。

4. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの活用

○競技開催県としてのレガシーを県政発展のために活かすこと。

○パラアスリートから一般の障がい者まで、自らの障がいの程度に応じて適切にスポーツのできる環境整備を推進すること。

○障がい者スポーツの周知・啓発を進めること。

○障がい者の芸術文化活動について、より多くの障がい者の文化芸術活動が広く周知され関心が持たれるよう啓発を行うこと。

○受動喫煙防止条例の制定に取り組むこと。

5. 人口減少対策【新規】(会派独自)

○【新規】人口減少の要因に関する調査・分析を詳細に行い、DX 推進・デジタル技術の活用やジェンダーギャップの解消など新たな視点に基づく戦略方針を検討すること。

- 【新規】新たな地方創生総合戦略における実効性を高めるため、エビデンスに基づく数値目標や県民意識が反映される的確な評価指標を設定し、市町村や民間企業等との連携を強化すること。
- 【新規】県全体の自然減対策として、市町村における母子保健や子育て支援をプッシュ型で支援する県単独補助事業の創設を検討すること。
- 【新規】県の主導による婚活支援事業を立ち上げること。

6. 働き方改革・女性活躍（会派独自）

- 子育て支援策の拡充、離職回避策や復職支援を充実させ、県民のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、仕事と子育てを両立できる社会づくりを行うこと。
- 【新規】高齢者の就労の機会を積極的に設けること。
- 県庁職員、各種審議会委員、県内企業団体における女性の積極的な登用を促すこと。
- 女性が結婚・妊娠・出産・育児をしやすく、かつキャリア形成において不自由のない環境を作ること。
- 男性が育児をしやすいうよう、育児休暇の取得を促進すること。また、公共施設や商業施設における男性用トイレへのオムツ交換台などの設置を進めること。
- ダイバーシティを推進する条例を制定すること。
- 政治分野における男女共同参画推進法に基づき、女性の政治参画を促すための実態調査及び情報の収集、啓発活動や環境整備等に取り組むこと。
- 男女の賃金の差異の把握をし、是正に努めること。

7. 第4次産業革命への対応（会派独自）

- 第4次産業革命の進展による産業構造の変化に対応し、産業の育成に努めること。
- 第4次産業革命が進行するなか、県内地域の産業構造を十分分析することにより、将来を見据えた先進的かつ戦略的なアクションプランを策定し、経済の活性化を図ること。
- 第4次産業革命に対応できる産業人材の育成を戦略的に進めるため、商工労働部と教育庁が強く連携し、千葉県のICT教育体系を早期に適応させること。
- 第4次産業革命を強く意識した県としての産業振興ビジョンを構築し、推進すること
- 千葉県地域IT化推進協議会での産官学の連携をより強固にするとともに、千葉県下におけるデジタル化の将来像を明確に示し、その実現に向けてあらゆる政策資源を投入すること。
- 第4次産業革命に伴うAI、IoT、ビッグデータなどの活用を支援すること。
- 第4次産業革命に対応する職業訓練制度、企業内人材の職業能力開発を目的とした研修制度等の充実に努めること。

8. 生涯を通じた健康づくりの推進（会派独自）

（健康づくりへの予防的取組）

- 健康寿命延伸に向けて、行政、産業界、学校等の連携体制を構築すること。
- 山梨県や静岡県など健康先進県に学び、本県もソーシャルキャピタルも含めた健康づくりを随所で展開し、プログラム化させ、県民の健康格差の是正、健康寿命の延伸に取り組むこと。

○健康づくりは全世代のライフイベント、またまちづくりのあらゆる場面にちりばめるべきであるため、部局横断的な組織運営や取組を知事直轄で展開すること。

○すべての政策に健康づくりの視点を盛り込み、部局横断的な健康づくり戦略を練り直すこと。

○【新規】自殺防止への取り組みを強化すること。

○早期に50歳以上の帯状疱疹ワクチン接種に対する助成をすること。

○【新規】学校における性教育の充実を図ること。

(がん対策)

○【新規】がん検診受診率向上に向けて、保険者と市町村が連携し、受診しやすい「連携健診」の実施を進めること。

○胃がんの原因となることが明らかとなっているピロリ菌の除菌等について、他県の取り組みを参考にするなど、原因の明らかながんに対する取り組みを加速させること。

○治療と仕事の両立に向けた環境を整備するため、経済団体や県民に対する啓発や専門相談支援体制を拡充すること。

○緩和ケアの充実を図ること。

○AYA世代のがん対策を充実させること。

(口腔保健)

○歯科衛生士の確保に取り組むこと。県内の歯科衛生士養成学校に対し、県内就業への取り組みを促すこと。

○フレイル対策や糖尿病対策のため、歯科と医科、介護の連携をさらに進めること。

○千葉県がんセンターに常勤の歯科衛生士を配置し、入院中からの口腔ケアの

充実を図ること。

○8029運動（80歳になっても肉を食べる）を県内畜産団体と連携し進めることができるよう、県として担当課間の調整・連携を進めること。

（骨髄ドナー・献血）

○骨髄移植におけるドナー支援事業補助金交付要綱の補助対象を、最終合意後に骨髄等の提供に至らなかった方やその対象者が就業する事業所にも拡大すること。

○県民に対し、積極的に献血並びに骨髄バンク登録の呼びかけを行うこと。

（保険者による取組）

○後期高齢者医療制度を運営する広域連合や各市町村の介護保険事業と連携し、一体となって健康維持・増進・重症化予防の取り組みを進めること。

○国民健康保険制度から後期高齢者医療制度への健康づくりの取り組みを連動させること。

○糖尿病性腎症の重症化防止プログラムに基づき、積極的な受診勧奨・治療中断者への働きかけを進めること。

（データヘルス）

○保険者の持つ健康情報をデータヘルスとして活用するための取り組みを進めること。国保ヘルスアップ計画のデータ解析結果を健康づくり・重症化予防のための取り組みとして進めていくこと。成果目標を定め、インセンティブを設定すること。

（まちづくりとの連携）

○千葉市において導入されているウォークアブルシティ、歩いていて楽しい都市

づくりについて市町村を支援するとともに、県としても主体的に取り組むこと。

○自転車レーンの整備やサイクルツーリズムの促進等観光、健康、環境等に効果的な「自転車を活かすまちづくり」を各地域で展開すること。

○県民の生きがいづくり、健康づくりにつながる機会の創出のため、スポーツや文化芸術等の環境整備には積極的に投資していくこと。

6つの基本目標と県の目指す姿について

I 危機管理体制の構築と安全の確保

(1) 危機管理体制の構築-感染症等健康危機への対応力強化

(感染症対策)

- 【新規】 感染症予防計画の実行性を高めるため、新たな「連携協議会」と既存の会議体の役割分担を整理し、再構築すること。
- 保健医療計画改定にあたり、新興・再興感染症等への対応を見据えての病床機能の再編、有事の医療者確保の枠組みについて検討すること。
- 保健所機能の強化を図るため、保健師等の専門職の計画的な採用確保と育成を図ること。
- 【新規】 保健所の機能強化を図るため、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたICT活用や外部委託による業務改善を進めること。
- 新型コロナウイルス感染症5類移行後においても、救急搬送患者の受け入れがスムーズに行われるよう引き続き県としてコーディネート・調整を図ること。
- コロナ後遺症にかかわる相談支援や対応できる医療機関の拡充など、体制の整備に努めること。
- オンライン診療可能な病院を増やすための支援を行うとともに、利用方法や診療可能医療機関を周知し、その普及啓発を図ること。
- 県立学校における感染症対策として、非接触型の水道・トイレの自動水洗ができるように設備を整えること。
- 避難所の感染症対策強化のため、県地域防災計画にもとづく実効的な支援策を充実させること。
- 感染症を見据えた避難所運営訓練が県内市町村において推進されるよう県がもつ資源を活用し、強力に支援すること。

○自主防災組織や県民、また保健師を含む市町村職員の感染症対応能力を高めることができる環境を整備すること。オンライン化に向けた体制整備を進めること。

○実地疫学専門家（FETP）の育成を計画的に進めること。

○災害時におけるペット同伴可能な避難所を設置すること。かつ、ペット収容に際し感染予防対策を行うこと。

（２）災害から県民を守る「防災県」の確立

（避難所）

○災害時の避難所としての役割をふまえ、教育施設内の洋式トイレへの改修など一般家庭との格差解消、スロープ設置などバリアフリー化を推進すること。

○多様性に配慮した避難所の設置を支援すること。特に、子どもや女性への暴力が起らないようにすること。

○学校における防災訓練および災害時の備蓄品等の定期的な確認を実施すること。

○災害関連死を無くすため、避難所の環境水準を定めた国際基準「スフィア基準」を念頭に、避難所での暮らしの質を向上させること。

○避難所や福祉避難所の整備に資する千葉県地域防災力充実・強化補助金を今後も充実させること。

（備蓄）

○液体ミルク、アレルギー・ハラール等の非常食、生理用品等の多様なニーズに応えられる備蓄の充実を図ること。

○被災者に温かい食事と清潔なトイレを提供するため、キッチンカー、トイレ専用車両を導入すること。

○令和2年4月に導入された「物資調達・輸送調整等支援システム」を有効活用し、有事の際に情報共有が円滑になされ、迅速な物資の支援につなげること。

(市町村への支援)

- 市町村の災害廃棄物処理計画策定に対し、適切な支援を講ずること。
- 液状化の調査を拡大し、対策の研究・整理を進め、その成果を市町村に提供すること。
- 避難行動要支援者個別計画の策定率向上に向けて、県内市町村に対し必要な支援を行うこと。
- 避難行動要支援者の災害時の輸送手段を確保するよう、働きかけること。
- 津波避難計画の内容の充実に向けて、県内市町村に対し必要な助言を行うこと。
- 漏電事故を感知し、遮断する漏電ブレーカーの設置率はおよそ9割であり、感震ブレーカーの設置と併せて普及啓発活動を推進すること。導入促進を進める市町村に積極的な支援を行うこと。

(大規模災害への対応力強化)

- 大規模災害に対する県民の災害対応力を高めるための防災教育、周知啓発を推進すること。
- 帰宅困難者対策のより一層の推進を図ること。
- 災害時の電力供給や通信に関わる連携体制を強化し、万全の体制を期すこと。また、県民に対し正確な情報を迅速に提供すること。
- ライフラインの防災力強化をすべく、県ライフライン対策連絡協議会での多職種連携を推進すること。

- 災害時の病院間及び施設間における患者の搬送体制を確保すること。
- 電源車の配置や接続する際の管理責任等については関連機関との連携の在り方について協議を進め、平常時から体制を強化すること。
- ヘリサインの整備を推進すること。
- 災害時の大規模停電に備え、電力事業者や市町村との情報共有、初動体制の強化を図ること。また、非常用電源等の確保に関しては国に対しても要望を重ねること。

(情報発信・情報収集)

- 災害発生時の情報伝達手段を充実させること。特に高齢者、障がい者、デジタルデバイド等に災害情報が確実に届く体制を確立すること。
- 災害時の被災者搬送に河川を活用することについて、国土交通省が検討を開始したことから、県として江戸川を想定し、情報収集および具体的な利用について検討を行うこと。
- 災害時の通信手段を重層的に整備すること。
- 災害時に県が保有する給水車が有効活用されるよう、体制を再検討すること。

(消防・救急救助体制の充実強化)

- 消防学校及び県内各消防本部におけるパワハラやいじめの撲滅に向け、実効的な対応を図ること。
- 各地域における消防力の向上のため、積極的かつ広域調整の役割を担い主体的に対応すること。
- 大規模災害に備え、消防団の広域連携を推進するよう、積極的な取組を進めること。

○消防団員の確保に主体的に取り組むこと。また、市町村の取り組みに対し一層の支援に努めること。

○消防団員の確保のため、消防団員の候補者の推薦や、消防団活動へ参加した社員に対する理解の促進、職場環境の整備、消防活動休暇制度の新設などの消防団支援を実施するよう、県内経済団体へ積極的に働きかけること。

(県民自身の災害対応力)

○自主防災組織の結成・活動促進のための施策を講ずること。

○防災研修センターにおける研修内容を実効性の高いものにするるとともにオンライン化など受講者増への取組を進めること。

○「西部防災センター」の施設更新を行うこと。

(3) 防災基盤の整備—災害に強いまちづくりの推進

(災害に強い社会基盤の整備)

○【新規】既存の10水系における流域治水プロジェクトの取組状況及びその効果について再検証を行うこと。

○【新規】県管理の217河川の総点検を行い、関係機関との連携により、流域治水プロジェクトを立ち上げること。

○非常時における水門操作に係る安全性を確保するため、既設水門の自動閉鎖などの運用、改良等を行うこと

○地震や風水害など災害に強い防災インフラ基盤の整備を図ること。

○京葉臨海工業地区の防災対策・安全対策を主体的に推進すること。

○災害時の交通安全のため、自動起動式信号機の整備を推進すること。

○自然災害による被害を最小限に抑えるため、風や雪に強い園芸用ハウスの導入など、災害に強い農業づくりに向けた県独自の対策を強化すること。

また、災害に備える施設共済や収入保険の加入促進に努めること。

○無電柱化を促進すること。

(建築物・宅地の地震対策の推進)

○優先度の高い緊急輸送道路沿道建物の耐震診断義務化により現状を把握し、耐震化を促進すること

(各被害想定区域への早期対策)

○水防法に係る浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難計画の作成について、市町村等と連携し、作成率の向上に努めること

○土砂災害警戒区域の指定等を着実にを行うこと

(4) 暮らしの安全・安心の確保

(犯罪の起こりにくい社会づくりと被害者等支援の充実)

○電話 de 詐欺の被害から県民を守り、犯罪集団への取り締まりを強化すること。特にメールを送りつけ偽りのサイトに誘導しクレジットカード情報を盗み取るフィッシング詐欺の対策強化を図ること。

○自治体、学校、地域住民、事業者等と連携した防犯対策を推進し、ひったくり、空き巣、車上ねらい等の街頭・侵入犯罪の抑止を図ること。

○サイバー犯罪、サイバーテロ、国際組織犯罪等の専門的知識や技能を持つ人材や体制を確保し、日々進化する犯罪に対抗できるよう解析ソフトや機材等の手当すること。

○暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除を推進すること、また広く県民に周知するためのさらなる機会確保を行うこと。

○防犯カメラの設置増に向けた予算の確保を図り、犯罪の抑止や犯人検挙へと繋げること。

○ストーカー事案、家庭内暴力、児童虐待事件、盗撮・痴漢等における被害者

支援の充実及び再犯防止策を拡充、特に他機関との情報共有かつ情報収集の拡大を図ること。

○DV防止対策については、被害者の自立支援に向けてのきめ細かな施策を講じること。

○加害者の再犯防止とともに、生活再建支援に取り組むこと。

○【新規】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの財政支援の拡充と普及啓発を進めること。

○声掛けや付きまとい行為に代表される前兆事案の情報収集、警戒活動の強化により子どもを狙う犯罪を未然に防止すること。

○県警自体の街頭防犯カメラの整備強化や、自治体からの要請に基づく防犯カメラ設置に向けた予算を確保すること。

○保護司を取り巻く環境の改善を図り、担い手不足を解消すること。

○千葉県国民保護計画に則り、ミサイル攻撃の爆風からの直接被害を軽減する為の緊急一時避難施設、地下避難施設、地下シェルターを指定し、設けること。

○千葉県国民保護計画に則り、備蓄を国に働きかけること。

○【新規】休眠宗教法人の整理を促進すること。

○【新規】国や関係機関と連携し、宗教二世等被害相談と救済に努めること。

(交通安全県ちばの確立)

○ゾーン30の設置数を増やすとともに、ゾーン内での警察官による監視活動や地域住民との協働等を促進し、その実効性を高めること。

○県内に10台整備された「可搬式オービス」の活用により、生活道路での交通事故対策を強化すること。事故の状況を研究し、取り締まり箇所を選定を効果的に行うこと。

- 被害を未然に防止するため、特に被害者の割合が多い高齢者に対し、対処法の周知を徹底すること。
- 必要性の高い箇所への信号機設置の推進を図ると共に、LED 信号機への付け替えを急ぐこと。
- 飲酒運転の取り締まりの強化を図ること。
- 煽り運転の撲滅に向けて、ドライブレコーダー設置等への補助金創設や、ヘリコプターやドローン等を活用した監視体制の強化を図ること。
- ゼブラストップの取り締まり強化など、県内の交通事故、交通事故死者を減少させるよう取り組むこと。
- 横断歩道の摩耗、信号機等交通安全施設等の老朽化について把握し、もれなく対策できるよう、予算を確保すること。
- 県警、県土整備部や市町村、地域と連携し、危険な交差点の対策を早期に進めるために、共同現地診断の診断箇所数を増加させること。
- 認知検査で運転機能の衰えが判明した方に対し、運転免許証の返納を促す広報や周知活動を警察署単位で行うこと。その際に、返納後の不安が残らないよう本人や家族に対する相談等の機会を充実させること。
- 自転車損害保険への加入促進を図ること。
- 【新規】自転車乗車時のヘルメット着用の周知、啓発を図ること。

(消費生活の安定と向上)

- スマホ購入やキャッシュレス決済のトラブルの多様化に備える為、相談員の対応能力の向上およびトラブルを避けるための広報の拡大を図ること。
- 県消費者センターの相談員確保や能力開発を充実すること。またニーズの高い研修の分散実施を実現すること。併せて市町村の消費生活センター窓口の拡充も行い、安心して相談できる相談窓口などの情報提供を充実させること。
- 悪質商法防止の為の広報の充実と悪質事業者への指導を強化すること。

Ⅱ 千葉経済圏の確立と社会資本の整備

(1) 経済の活性化

(産業の振興と企業立地の促進)

- 【新規】県の産業政策の目標や方向性を「見える化」するための、新たな産業振興計画を策定すること。
- 県内の人口問題に対処するため、県内の人口動態や産業構造など幅広い観点から現状分析を進めること。そのうえで、基本的な方針として経済・雇用対策や移住・定住政策を策定し、庁内連携のうえ実現に向けて対応すること。
- 中核的産業を定め、関わりのある企業の誘致や育成により県内企業の振興、雇用の拡大を図ること。
- 電力の安定的な確保と環境への影響を十分配慮したうえで、再生可能エネルギーの開発を促進すること。
- 企業誘致を戦略的に推進するために、令和7年度の都市計画の見直しについては、産業用地の確保が進む都市計画となるよう見直しを行うこと。

(中小企業・小規模事業者の経営基盤強化)

- 中小・小規模企業の活性化のため、あらゆる施策を講ずること。
- トップレベルの企業の取り組みを対象企業等へセミナー等で公開する機会を増やし、企業の経営者の関心を高めること。
- ベンチャー企業やスタートアップ企業への積極的な支援により、新たに県内経済の中核となりうる産業を育成すること。
- 中小企業への資金調達の円滑化等、支援策の拡充、ワンストップ窓口の機能強化、告知の徹底を実施すること。

○中心市街地活性化のため商店街の振興・活性化支援策の充実に努め、地域の雇用の場としての小規模企業振興に努めること。

○商工会議所・商工会などの団体との連携を強化し、情報の収集とタイムリーな企業支援を実行すること。

○中小・小規模企業の経営実態、最新の支援ニーズの把握のため、詳細な調査を継続すること。

○中小・小規模企業における働き方改革の実践のため、企業に対する支援を行うこと。

○近年の豪雨災害により被災した事業者の現状を再度把握し、支援策を充実させること。

○【新規】改修や解体工事におけるアスベスト有無の事前調査に対する財政支援を行うこと。また、建設アスベスト被害者の全面救済へ向けた支援を行うこと。

（雇用対策と人材の育成・確保）

○働く者のリスクリングや企業での職業能力開発の支援などにより、産業構造の変化に対応した人材育成を強化すること。

○産・学・官・労の連携した経済振興対策の積極的な推進による良質な雇用の拡大に努めること。

○県及び市町村の労働行政担当窓口の充実と千葉労働局との連携強化を図ること。

○特定技能制度などの外国人材活用を支援すること。

○人手不足が深刻な産業も目立ち始めている一方、職を失い困っている人も増加している。迅速に人材のマッチングする仕組みづくりを立案し、マッチングにかかる費用の一部を補助すること。

○千葉労働局と連携し、生きがいや働きがいを感じられるディーセント・ワークを実現するため、千葉県としての役割を果たすこと。

○長時間労働の是正を進めるため、あらゆる機会を通じて企業や県民への普及啓発活動に努め意識改革を図ること。企業及び働く者の意識改革を図ること。また、働き方アドバイザーの派遣を通じて、職場の労働環境の改善に取り組むこと。

○介護休暇制度等の認知度がまだ低いため、PR活動等を行い、制度の認知度の向上を図ること。

○就職氷河期世代に対し、県内中小企業とのマッチングや必要な職業訓練等の支援策を充実すること。

（成田空港の更なる機能強化と空港を活用した県経済の活性化）

○発着回数50万回化実現に向けて条件整備を計画的に推進し、空港内及び周辺地域の経済の活性化を図り経済規模及び雇用の拡大に取り組むこと。

○成田空港が設置されているという千葉県の地の利を生かし、インバウンドツーリズムを推進するため、訪日観光客の取り込みを戦略的に推進すること。

○空港周辺地域の環境対策を確実に推進するとともに、地域共生策を的確に行うこと。成田空港への鉄道や高速バス等総合的な交通アクセスの充実を図ること。

○成田空港と羽田空港との交通連携等を更に強化し、東アジア圏のハブ空港の実現を図ること。

（観光立県の推進）

○街並みや文化など地域資源を活用した自立的産業を育成し、地域づくりを推進すること。

○外国人観光客に対する、企業の対応力の強化を支援すること。

○技能実習生における「特定技能1号」の取得拡大に向けて、相談窓口を拡充させるほか、企業とのマッチングが円滑に進むよう取り組むこと。

○自然や伝統文化など県内のあらゆる地域資源を活かした体験型観光を展開することにより、地域の活性化に努めること。

(2) 農林水産業の振興

(次世代を担う人材の育成・確保)

○担い手の確保に向けて、女性や若者等の多様な新規就農者の確保や定着に向けた取り組みを強化すること。

○生産性の向上や人手不足への貢献等の観点から、農業者の意向を踏まえ農業現場で必要な技術等の研究・開発に取り組むこと。

○農地の集積や地域ぐるみの取組を進め、耕作放棄地の発生防止・解消を図るとともに、耕作放棄地の活用を支援すること。

(農林水産業の成長力の強化)

○担い手及び労働力の確保に向けてあらゆる施策を総動員するとともに、農業・畜産業・水産業におけるスマート機器の導入を推進すること。

○食料自給率の向上を目指し、持続可能な農林水産業を推進すること。

○放射性物質のモニタリングを引き続き実施し、県内農産物の安全性を確保すること。

○農業大学校において、技術的な知見を活かし、民間企業等と積極的に連携し、さらなる機能拡充を行うこと。

○国や他都道府県の先進事例を活かし、「千葉県スマート農業推進方針」の目標を達成すること。

○有機農業推進計画を着実に進めるため、生産者への支援、消費者の理解促進、栽培技術の確立等に取り組むこと。また、在来種の継承について、県が積極的に取り組むこと。

○森林整備及び林業の活性化に努めること。また、市町村等とも連携して、森林環境譲与税の効果的な活用により、事前伐採や森林整備の促進を進めること。

○県内の学校給食において、県産農水産物の活用を推進すること。

○いすみ市のオーガニック給食の取り組みを全県的に推進し、地域ぐるみで取り組む市町村を支援すること。

○水産総合研究センターの施設整備については、品質開発や研究が促進できる環境にすること。

○漁港整備にあたっては、県の水産資源を維持できるように機能強化を図ること。

○ソーラーシェアリング農業を推進すること。

○【新規】安全安心な畜産のため、鳥インフルエンザや豚熱の発生抑制と防疫を徹底強化すること。

○【新規】千葉大学大学院園芸学研究院附属宇宙園芸研究センターとの連携をはかること。

(市場動向を捉えた販売力の強化)

○G I 制度の活用など農林水産業と連携した千葉ブランドの向上を図ること。

○気候変動や消費者のニーズ等に対応した品種の開発、普及販売を支援していくこと。

(3) 社会資本の充実とまちづくり

(半島性を克服する交通ネットワークの強化)

- 主要幹線道路などの整備促進とネットワーク化の実現を図ること。
- J Rによる羽田空港アクセス線の整備が進展している。その整備効果を広域に波及する為に千葉県主導で関係者を一堂に集め、複々線化の具体化に向けた協議に着手すること。
- J R京葉線とりんかい線の相互直通運転を国や事業者に積極的に働きかけ実現すること。
- 県内地域公共交通の路線の維持と利便性の向上に努めること。
- 東葉高速鉄道の経営安定化を図ること。
- M a a S (Mobility as a Service) について、関係する民間企業や各種団体との情報交換を密に行うこと。
- 首都圏中央連絡自動車道の建設促進、大栄一横芝間について着実に事業を推進し、早期完成を図ること。
- 北千葉道路をはじめとする放射線状道路と空港近隣の周辺道路の早期整備に取り組むこと。
- 東京湾アクアライン通行料金の恒久的な値下げを目指すとともに、渋滞緩和のための6車線化の実現を目指すこと。
- 国土交通省のバスタプロジェクトを活用したハブ化されたバスターミナルを市町村との協力のもと県内の設置を目指すこと。
- 第2東京湾岸道路の建設に向けては、地元自治体や住民の意見をよく聞いて慎重に取り組むこと。

(社会資本の適正な維持管理)

- 老朽化が進行する道路（橋梁・トンネル等を含む）、河川・ダム（堰・水門・排水機場等含む）、港湾、下水道及び漁港等の計画的かつ効率的な維持管理・更新に努めること。そのための人員・予算確保に努めること。
- 河川については、治水機能の充実を図るとともに周辺環境を損なうことがな

いよう、適切な維持管理をすること。

- 水道に係る市町村総合対策補助金を継続すること。
- 水道管の効率的な更新及び耐震化を推進すること。
- 工業用水の安定かつ低廉な供給の確立に努めること。
- 水道部門において、コンプライアンスを遵守する組織風土をつくること。
- 上水道の高度浄水処理の拡充を図ること。
- 県内水道の統合・広域化を促進すること。
- 受水企業との情報連携の強化と、業務の効率化を推進すること。
- 地下水の保全・活用について、庁内横断的に取り組むこと。
- 下水処理場の高度処理の促進と下水道不適地域での合併浄化槽の設置を推進すること。その際には、市町村とも綿密に連携すること。

(人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進)

- 【新規】路線バス運転士確保や人材育成に向けた事業者の取組に支援を行うこと。
- 生活重視の公共事業を行うこと。
- 指定管理者の選定にあたっては、バリアフリーへの取り組みをより一層重視すること。
- 千葉県バリアフリー推進庁内連絡会議の取り組みを強化すること。
- 県有施設のハード・ソフトのバリアフリー対策を強化するにあたり、広く障がいのある方、特に施設利用者の声を十分に反映できる体制を構築すること。
- 交通バリアフリー法に基づく条件整備を確実に推進すること。さらに法で指定された最低条件を上回るよう施設のバリアフリー化に取り組むこと。
- ホームドアの設置について、国・事業者へのより一層の働きかけをすること。
- ノンステップバスの普及に伴う乗降場所の整備に取り組むこと。

○高齢者ドライバーがスムーズに免許を返納できるよう、移動困難者対策として乗り合いバスやコミュニティバスへの支援をするなど、社会基盤の整備を図ること。

○都市公園におけるインクルーシブ遊具の設置促進など、公共施設のインクルーシブ化を進めること。

○県立公園の施設老朽化対策の推進、施設設備の充実を図ること。特に県立柏の葉公園は早急に対応をすること。

Ⅲ 未来を支える医療・福祉の充実

(1) 医療提供体制の充実と健康づくりの推進ー医療提供体制の充実

(保健医療計画・機能分担)

○地域医療における多職種連携と役割分担を進め、限られた人材・資源を効率的に運用できるよう、体制整備を行うこと。地域医療連携推進法人の導入など、地域の医療資源を最大化できるような取り組みを行うこと。

○在宅医療の拡充に向けて、新規参入のための人材育成や体制の構築のための県の取組みをさらに広げていくこと。

○医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会などと連携し、多職種による地域包括ケアシステムの構築を進めること。

○医師・看護師育成にさらに力を入れること。特に救急科・産科・小児科の医師確保・養成に必要な予算を投じること。保健師等修学資金については、全体的に月額単価を増やすこと。

○プライマリ・ケア医（総合診療専門医を含む）の養成・確保に積極的に取り組むこと。

○東千葉メディカルセンターにおけるコンプライアンス違反・ガバナンスの欠如の再発防止に向けて、県が組織の透明性と経営改善を促すこと。

(県立病院)

- 【新規】地域医療における各病院の役割分担を見極め、将来の病床機能の在り方や他の医療機関との連携について外部有識者を含めた検討の場を立ち上げる事。
- 循環器病センターの医師不足や施設・環境整備に十分に対応すること。
こども病院の将来の在り方検討に着手し、再整備の方向性を示すこと。老朽化・狭隘化した施設設備については、環境改善に最大限取り組むこと。
- 県立がんセンターにおける相談支援体制の充実に向けて、職員の専門性向上のための研修を強化すること。また、患者からの相談ニーズの調査や相談対応についての評価・検証を示すこと。
- 各病院における業務継続計画の策定及び改定を進めること。災害時の水や電源確保に取り組むこと。
- 認定看護師の育成を計画的かつ積極的に進めること。

(健康福祉センター)

- 公衆衛生医師の確保に向けて幅広く働きかけ、健康福祉センター長（保健所長）を着実に確保すること。
- RPAなど、利便性の高いAI・ICT技術を積極的に導入し、業務の軽減化を図ること。

(県立保健医療大学)

- 【新規】県内の公的機関及び医療機関における保健医療スペシャリストの養成拠点として、将来の本県の医療・福祉に必要な人材・職種を育成するために必要な学部・学科の再編を行うこと。併せて、県の保健医療政策のシンクタンク機能を担えるようよう、大学院の設置を含めた機能強化に向けたあり方検討

を早急に進め、将来像を示すこと。

○施設の老朽化対策や設備の更新などを計画的に進めること。

○行政職における専門人材の養成に努め、積極的に県庁職員として採用すること。

(千葉リハビリテーションセンター)

○千葉リハビリテーションセンターの今後の指定管理については、現行の5年間よりも長期の指定が可能となるよう、関係各部局との調整を進めること。

○リハビリテーション医療の本県における司令塔として、各地域のリハビリテーション提供施設と連携するとともに、高度な技術をより多くのセラピストが習得できるよう研修体制を構築すること。

○小児リハビリテーションに関する膨大な知見を県内リハビリテーション提供施設と共有し、県内の小児リハビリテーション提供体制の底上げが図られるよう取り組むこと。

○市中病院の回復期リハビリテーション病院の整備動向を鑑み、県立施設としての役割の明確化と、それに必要な人員・施設・機材の整備について検討を進めること。

○重症心身障がい児者入所施設として、より良い環境整備を進めること。レスパイトや短期入所の機能を拡充し、在宅介護を行っている家族の負担軽減を図ること。

(重症心身障がい児・医療的ケア児)

○医療型短期入所事業所の開設については関係機関と協議し、必要な支援の在り方について検討を進めること。

○重症心身障がい児や医療的ケアが必要な子どもを抱える家族を支援するため、関係機関間で協議の場を設定すること。必要な地域資源が不足している地

域については、拡充のための取り組みを進めること。

○葛南地域・南房総地域における重症心身障がい児者入所施設については、必要な施設整備について、関係市町村や福祉団体、保護者等との議論を行うこと。

○医療的ケア児等支援地域協議会を県内全域で立ち上げ、多職種連携のもと、医療的ケア児者及びその家族を取り巻く環境を改善すること。

○保育・教育機関における医療的ケア児の受け入れ環境を整備すること。

○医療的ケア児に対応できる在宅医・訪問看護師の確保、ケア環境の整備に努めること。

○在宅で人工呼吸器等機器を使う家庭が被災した際の対応を検討し、対策を強化すること。

(Society5.0)

○一個人を複数の機関で支える包括ケアを進めていく中で、情報共有体制の構築は非常に重要となるため、県民が利用しやすいようプラットフォームとなるインフラを各地域の事情に合わせて構築するよう、検討を進めていくこと。

○在宅医療・介護や遠隔診療・処方箋の発行などにおいて、5Gを活用した利便性の高い環境を目指すこと。ウェアラブル端末による日々の健康情報の収集を行うなど、適切な医療・介護の提供体制を進めること。

(2) 高齢者福祉と障がい者福祉の充実

(高齢者介護)

○【新規】介護現場におけるハラスメント対策を充実させること。また、介護サービスの利用者とその家族へのハラスメント防止に関する啓発活動にも取り

組むこと。

- 地域包括ケアシステムの充実に向け、各市町村への支援を講じること。
- 多職種連携のためのツールの開発、機会の創出、関係機関の情報共有体制の整備を進めること。
- 介護職員を確保するため、処遇改善加算のさらなる増額を目指すこと。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拠点事業所の増加を目指すこと。また、そのために必要な予算の確保をすること。
- 介護職員の確保・定着を図るための事業をさらに充実させること。
- 福祉サービス第三者評価制度の受検施設数を増やす取り組みを進めるとともに、制度を受検するメリットを拡大すること。

(介護離職対策)

- 介護ロボットの導入など、介護現場における労働者の負担軽減を図ること。

(認知症対策)

- 認知症疾患治療センターの整備を進めること。また、認知症による家族支援のための相談窓口の機能強化を進めること。
- 認知症サポーターの普及促進を図り、積極的な活用を図ること。

(障がい者雇用の推進)

- 県庁・教育委員会における障がい者の法定雇用率を遵守すること。法定雇用率は最低基準であり、障がい者雇用を促す立場である県としては、さらなる独自基準を定めること。
- 県庁における障がい者雇用を積極的に推進し、適正な対応を図ること。また、その能力に応じて活躍できる職場づくりを進めること。
- 障がいのある方が多様な働き方ができるよう機会の提供を行うこと。

○障がいのある方の職業訓練を充実させること。

○雇用における障がい者の差別禁止を徹底させ、実雇用率の向上に向けた就労支援策を強化すること。

(ほじょ犬の推進)

○ほじょ犬を同伴する方々が県内すべての施設で不合理に受け入れ拒否されぬよう、周知活動を徹底すること。

○高齢化に伴うニーズの高まりを想定し、訓練所等とのネットワークを高めること。

○鉄道事業者はじめ民間事業者と連携し、盲導犬などのトイレの積極的設置を行うこと。

(強度行動障害)

○障がい者入所施設における人材不足の解消に向けて、県の独自策を検討すること。

○重度の強度行動障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、市町村と密に連携し、民間施設への財政支援を拡充すること。

○施設職員の研修参加の際、現場の人員カバーへの支援策や職員のメンタルヘルス相談支援体制を整えること。

○福祉を学ぶ学生が県内施設・法人に就職することができるよう修学資金補助を拡充すること。

(障がい者支援)

○基幹相談支援センターの設置を促進すること。そのための予算の確保に向けて、国に対して補助金等の増額を求めること。

○障がい者のグループホーム整備に関する補助メニューを充実させること。

- 障がい者の家族のためのレスパイトや短期入所施設の受け入れ体制を拡充すること。
- 親亡き後の障がい者の生活の場の確保と支援体制整備を確実に行うこと。
- 障がい者入所施設における施設職員の人材確保と研修体制の充実に向けて取り組むこと。
- 障がい者の福祉事業所における工賃向上に向けて、先進事例の紹介や必要な設備を導入するための支援メニューを充実させること。
- バリアフリーマップを障がい当事者と作成すること。
- 視覚障がい児者の利用が多い駅へのホームドア設置を鉄道事業者、地元自治体と連携して推進すること。
- 障がい者がその生涯の特性や区分等、また本人の受け入れ状況に応じ、社会参加ができる資源の情報を発信すること。

IV 子どもの可能性を広げる千葉の確立

(1) 子育て施策の充実

(妊娠・出産・子育て環境の整備)

- 【新規】プレコンセプションケア（妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと）の普及啓発を積極的に進めること。都立高校で実施されている個別相談窓口の設置について研究すること。
- 【新規】不妊治療については、保険適用外の治療への県独自の助成や不妊検査への助成を検討すること。
- 【新規】妊婦健診については、個々の妊婦の実情を鑑み、必要な回数をすべて公費負担とするよう国に要望すること。また、その際の検査項目についても、県内統一基準となるよう市町村に働きかけること。

- 【新規】妊娠周期が40週を超えて出産を迎える妊婦が全体の3割程度であることを鑑み、予定日（40週）以降の14回を超えた分の妊婦健診も公費負担とすべきこと。また、その際の検査項目も県内統一基準とすべきこと
- 市町村と協力し、公立小中学校の給食費の全員無償化推進を図ること。
- 中学3年生までの医療費無料化を進めること。
- 多子世帯に対する経済的支援・負担軽減策を拡充すること。
- 公立高等学校の就学支援金制度の充実を国に働きかけること。
- 私学助成の充実を図ること。
- 「奨学のための給付金」制度の充実を国にはたらきかけること。
- 私立学校授業料減免補助については、国の制度の拡充に合わせて、より多くの世帯への補助となるよう制度を充実させること。他都県の私立学校に通う子どもに対する補助を行うようにすること。

（地域による子育て支援の充実）

- 保育士確保のため、保育士処遇改善のための補助金の増額を図ること。また、保育士のメンタルヘルス対策を講じること。
- 療育施設や児童発達支援施設において、フルタイム勤務の保育ニーズに対応可能な体制を整備するよう働きかけること。
- 待機児童解消のため、放課後児童クラブの設置を進めるとともに、既存施設のソフト・ハードの質的向上・環境整備を図ること。また、放課後児童クラブ支援員の養成とさらなる処遇の改善を行うこと。
- 【新規】千葉県自然環境保育認証制度を促進すること。

（子どもの権利）

- 【新規】子どもの権利にかかわる条例制定や子どもの権利擁護機関の設置について、検討すること。

○県立学校における生理用品の無償配布を継続し、心情に配慮した配付方法とするよう市町村に働きかけること。

(児童養護)

○虐待リスクの高い要保護児童については、児童相談所や学校等、市町村担当者の連携による情報把握を密にし、必要な支援を着実に行うこと。

○要保護児童対策協議会の開催手法の効率化や関係機関の負担軽減を図りながら、連携強化につなげること。

○児童養護施設における被虐待児童に対する心のケアを充実させること。

○児童養護施設の小規模化に向けた環境整備について、県独自の支援策を拡充すること。

○児童養護施設における高校中退率の低減・全国平均並みの大学進学率への引き上げなどに向けて、学習支援を拡充すること。

○【新規】県が創設した給付型奨学金制度の積極的な周知と寄付行為の要請を図り、進学希望者に漏れなく給付すること。

○【新規】児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業において医療費の追加貸付を行うこと。

○児童養護施設等退所者の自立に向けた支援策を充実すること。

○里親の質的量的向上を図るための体制を整備し、子どもの権利が保障される環境整備を進めること。

(児童相談所)

○児童相談所の新規増設・建替を計画通りに進めること。

○【新規】中央児童相談所天台一時保護所については、環境改善を速やかに進めるとともに、今後の施設活用の方向性を示すこと。

○児童相談所一時保護所の機能強化に向けて、専門職員の「人材確保・育成計

画」を策定し、戦略的に進めること。

○中核市における児童相談所設置に向けて、人的・財政的支援を行うこと。

○児童養護施設で働く職員に対する子どもの権利擁護にかかわる研修を行い、被措置児童への施設内虐待を根絶すること。

○里親やファミリーホーム、児童養護施設等の受け皿整備を進めること。また、各里親や運営法人、児童施設協議会等の意見をよく聞き、必要な支援について検討すること。

○一時保護中の子どもの教育環境を整備すること。

○民間による一時保護所設置を広げること。

(困難を抱える子どもへの支援)

○子どもの貧困と向き合い、食品や日用品の提供を行う団体や子ども食堂などの生活困窮家庭を支える地域資源への支援を充実させること。

○自立援助ホームに対する県独自の支援策について、現場の要望を踏まえて充実させること。

○ヤングケアラーの支援に向けて、関係機関との連携強化を進めること。

(2) 教育施策の充実

(未来を切り拓く人材の育成)

○企業との連携を強化し、特別支援教育における生徒の就労支援の充実をはかること。

○充実した食教育や感染症、アレルギー対策のため栄養教諭や学校栄養職員の配置基準の改善を図ること。

○ICTを積極的に活用するために、県立学校において、遅延の発生しないネットワーク環境などの整備を早急にすすめること。また、保守管理、更新等の

費用などの負担軽減のために ICT 支援員を増やし、必要な財政措置を講じること。

○家庭での ICT 環境の整備支援、活用の指導を行うこと。

○プログラミング教育に必要な人材・教材について十分な予算を確保すること。

○高等教育機関や民間企業、NPO等の関係機関と協力しSTEAM（科学・技術・工学・芸術・数学）に関する教育の充実に向けて取り組むこと。

○【新規】地球温暖化についての学習を推進すること。

（学校整備）

○【新規】県立学校におけるソーラーシェアリングを広めること。

○特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化の解消を図ること。

○県立学校施設等の長寿命化計画の着実な推進及び老朽化対策を早急に講じ、生徒の教育環境を整えること。

○県内の通学路等の安全点検を定期的実施し、対策を講じること。

○公立学校における特別教室、および災害時の避難所となる体育館の空調設備の配備を進めること。

○公立学校における多目的トイレやスロープ・昇降機の設置等、すべての児童・生徒がともに学ぶことのできる環境を早急に整備すること。

○子どもにとって安全・安心な学校が維持できるように、学校施設・設備の点検作業を業者等の専門家に委託し、定期的実施すること。

○県立高校での ICT 機器一人一台端末整備の補助を行うこと。

（教育予算の確保）

- 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元するように文部科学省・関係府省に強くはたらきかけること。
- 子どもたちへのきめ細やかな指導と学習保障を図るため、30人以下学級など、少人数学級の実現と公立義務教育諸学校の教職員定数改善計画の早期策定・実現を文部科学省・関係府省に強くはたらきかけること。中3までの35人以下学級の早期実現をはたらきかけるとともに、県単独でも推進すること。
- 多様化する児童・生徒の心身の健康問題に対応するため、養護教諭の複数配置基準を引き下げること。当面、養護教諭の全校配置を堅持すること。
- 各市町村の学校における医療的ケア看護職員の配置について、県独自の補助・支援を行うこと。また、実施体制が構築できるよう支援すること。
- 県立特別支援学校の職員配置を充実させること。また、医療的ケアの必要な児童生徒のために看護師資格を有する職員を配置すること。
- 学校現場からの施設修繕・改修要望に速やかに対応すること。
- 県立学校の特別教室や教科準備室等のエアコン設置を早急に進めること。

(教職員の確保と働き方の改善)

- 教職員の雇用を増やし、安定した教育現場になるようにすること。教員採用スケジュールの前倒しを行い、優秀な人材の早期の確保につとめること。
- 元教諭特例選考合格者を受験年度内で採用するよう検討すること。
- 専任の学校司書を配置すること。
- 妊婦時、安心して休める環境づくりを進めるとともに、妊娠教員補助講師の配置対象を拡げること。
- 教職課程を履修している大学生に教育実習以外に学校に行ける機会を増やし、学校現場や教員の仕事について知ってもらう環境づくりを推進すること。
- 講師不足解消のために、教員採用試験後の結果により講師登録をしてもらえるようフォローを行うこと。

○臨時的任用講師で充当している、いわゆる「定数内欠員補充講師」をなくし、正規職員を採用すること。

○校務支援システム未導入の市町村教育委員会に指導・助言し、校務効率化を促進すること。

○教職の勤務時間の客観的把握については、公立小中学校においても県立学校と同様に統一された記録方法を使った勤務時間管理を行うよう強く推進すること。また、持ち帰り業務にかかる時間についても把握した上で、多忙解消の根本的解決に向けて方策を出すこと。

○連絡対応における教員の負担軽減のために、留守番電話の設定および内線電話機の設置を行うこと。

○部活動の地域移行については、国にも働きかけて財源を確保し、子ども・家庭・教職員の過度な負担にならないよう、地域・保護者の理解を深め、条件整備等をより一層進めること。

○働き方改革や教職員の時間外勤務削減に向けて、効果の高いスクール・サポート・スタッフを全校配置すること。配置にあたっては国の予算だけではなく県独自でも予算を確保すること。

○教職員向けの研修においては、オンライン実施を増やすことを検討すること。外部での研修にかかる受講料や交通費の費用負担支援を検討すること。

（教育機会の担保）

○県立高校における「定員内不合格」をなくすこと。また、支援が必要な子どもたちのための手厚い教職員配置をすること。

○【新規】「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」に基づき、当事者等の意見を反映した計画づくりを行うこと。

（インクルーシブ教育）

○【新規】県内の小中学校における特別支援学級の担任については、特別支援教育の資格取得者を配置すること。

○【新規】学校現場の実情を把握し、国に対し、特別支援学級の学級編成基準を引き下げるよう強く働きかけること。

(3) 地域全体で子どもを育てる体制づくり

(いじめ対策と青少年の健全育成)

○児童・生徒の状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー等の配置増員を図ること。

○フリースクール等の学習の場に対する公的支援を早期に実現すること。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、不登校児童生徒の支援をより一層充実させること。

○LINE等のSNSを活用した相談体制を継続し、活用状況に合わせて拡充すること。

○ICTを活用し、様々な理由により登校していない児童生徒へ、学習支援を行うこと。地域の格差がないよう、県は市町村に支援すること。

○県立高等学校における「居場所カフェ」のネットワーク化を図り、その機能が十分果たせるよう支援していくこと。

(通学路対策)

○登下校中の不審者対策や通学路の交通安全の確保等子どもの安全対策に万全を期すこと。

○子どもの命を守り抜くため、通学路の安全対策への予算を拡充すること。

V 誰もがその人らしく生きる・分かり合える社会の実現

(1) 共生社会の実現

(多様な個性が力を発揮できる社会の実現)

○LGBTQIA+のパートナーシップについて、既存の婚姻関係に準じた取り扱いをすること。県営住宅の入居要件などにおいて差別的な取り扱いを行わないこと。

(ひきこもり)

○ひきこもりの実態把握につとめ、市町村・NPOなどと協働したひきこもり支援を実現すること。

(多文化共生の推進)

○在留外国人やその家族・子どもが生きづらさを感じることがないように行政窓口・学校等での処遇に万全を期すこと。

(2) 連携・協働による社会づくり

(多様な主体の連携・協働による社会づくり)

○市民団体が行政とコラボして行う協働事業のより一層の支援とネットワーク化を図ること。

○生涯大学のカリキュラムの充実と卒業後も積極的に地域活動に取り組める環境整備を行うこと。

VI 独自の自然・文化を生かした魅力ある千葉の創造

(1) 千葉の魅力の向上と活用

(半島性を活用した「千葉」のブランディングと移住・定住の促進)

○移住政策としての二地域居住（デュアルライフ）について、県内市町村と十分な連携のうえ、周辺地域の活性化方策の重点政策として推進すること。

○G I 制度の活用など農林水産業と連携した千葉ブランドの向上を図ること。

○コロナ禍において、非接触経済への移行が進められるなか、企業の動向や個人意識の変化に合致した移住・定住政策の推進に努めること。

（２）環境の保全と豊かな自然の活用

（循環型社会の構築）

○【新規】千葉県金属スクラップヤード条例の実効性を高めるため、市町村や関係機関との連携を強化すること。

○自治体や地域住民と連携し、パトロールの充実・強化等を図ることで、廃棄物の不法投棄を未然防止すること。

○千葉県ヤード適正化条例に基づき、監視・通報体制の強化と周知、県警、市町村と協働による立ち入り調査をより一層強化すること。

○指導票を付した事業者が廃油の土壌浸透等を繰り返さぬよう、リスト化と再度の立ち入りを効果的に行い、違反を繰り返す事業者には条例で定められている罰則付き処分を適正に行わせること。

○盗難車の持ち込み、違法な運搬車両を特定するために必要な監視カメラ等機材の予算を拡充させること。

○環境負荷を軽減するため、プラスチックごみ削減に向けた啓発を充実させること。また、プラスチックごみの削減を目指す条例の策定を検討すること。

○【新規】おいしい水PRに向けたマイボトル普及のための給水所を設置すること。

○温暖化対策推進課を中心に、あらゆる政策において気候変動への適応策を取りまとめ、県民への周知を進めること。

(水環境の保全)

- 管理型産廃最終処分場における立ち入り調査を強化し、地下水や河川水への汚染防止を徹底させること。
- 【新規】水源地における新たな廃棄物処理施設の立地規制を検討すること。
- 地下水揚水規制地域における地盤沈下への影響を詳細に調査し、同規制地域を見直すこと。
- 印旛沼・手賀沼の水循環健全化に向けて外来生物および外来植物を駆除し、沼本来の生物多様性の再生に向けて取り組むこと。

(野生生物の保護と適正管理)

- 有害外来種への予防・発見・駆除の即応が出来る体制組織を作ること。外来水生植物についての対策を強化すること。
- 猟友会の新たな人材確保や免許取得に向けた支援制度の充実を図ること。
- 動物愛護を進めるため、屋内飼育の普及啓発や新しい飼い主への譲渡の推進、ボランティア制度を普及させること。
- 学校等での出張授業等の取組みによって、動物の殺処分の現状やペット問題などについての周知・啓発を行うこと。

(空港周辺的环境対策)

- 成田空港及び羽田空港に離発着する航空機の騒音対策を推進すること。
- 都心上空ルートや海ほたるを活用した海上ルート等、騒音負担の首都圏分散の考え方のもと、本県のみ負担が強いられることのないよう国に働きかけること。
- 今後も関係市町や国との連携のもと、住民への説明会等周知活動に努め、航空会社が落下物対策や低騒音の機器使用を促進するよう国に働きかけること。

(3) 千葉の特徴・歴史を生かした文化・スポーツ振興

(文化芸術の振興)

○文化芸術活動や本県の伝統文化等を後世に継承し、活用していくための支援を強化すること。

○【新規】博物館・図書館・文書館の連携（MLA 連携）を進めていくこと。また、司書、学芸員、アーキビストの育成も進めていくこと。

○【新規】県立中央博物館の機能強化と魅力向上に向けて、分館が果たしてきた役割・機能の集約化や収蔵資料の利活用を含め、関係機関と十分な協議を進めること。

○【新規】県立美術館の魅力向上と活性化に向けて、中長期的な専門人材の確保・育成と資質向上を図るとともに、他機関との人事交流を含めた連携強化を積極的に進めること。

○【新規】新県立図書館について、3つの県立図書館が集約されるが、これまで東部図書館と西部図書館が、地域において果たしてきた役割が失われてしまうことのないよう、県内市町村の図書館と連携し、県立図書館独自の専門性を活かしたサービスや価値を提供できる仕組みを整えていくこと。

(スポーツの振興)

○スポーツ、パラスポーツを行える施設等の環境を整備し、充実させること。

○競技力を向上させ、県内ゆかりのトップ選手を生む環境づくりに努めること。

○パラスポーツを障がいのある方とともに体験できるイベントや周知活動を充実させること。